

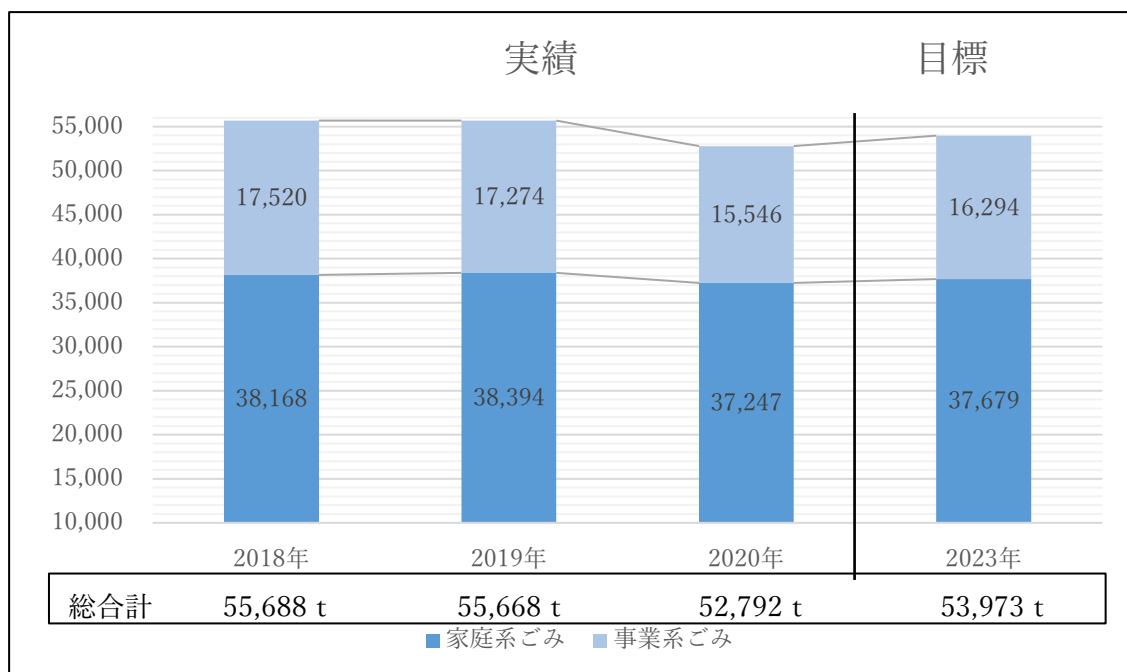
議題（１）ごみ減量化の進捗状況と施策について

本市は、平成21年3月に策定した「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成30年3月に改定しています。この中で、ごみの排出量やリサイクル率の計画目標を定め、目標達成に向けた基本理念や、計画推進のための各施策についてまとめています。

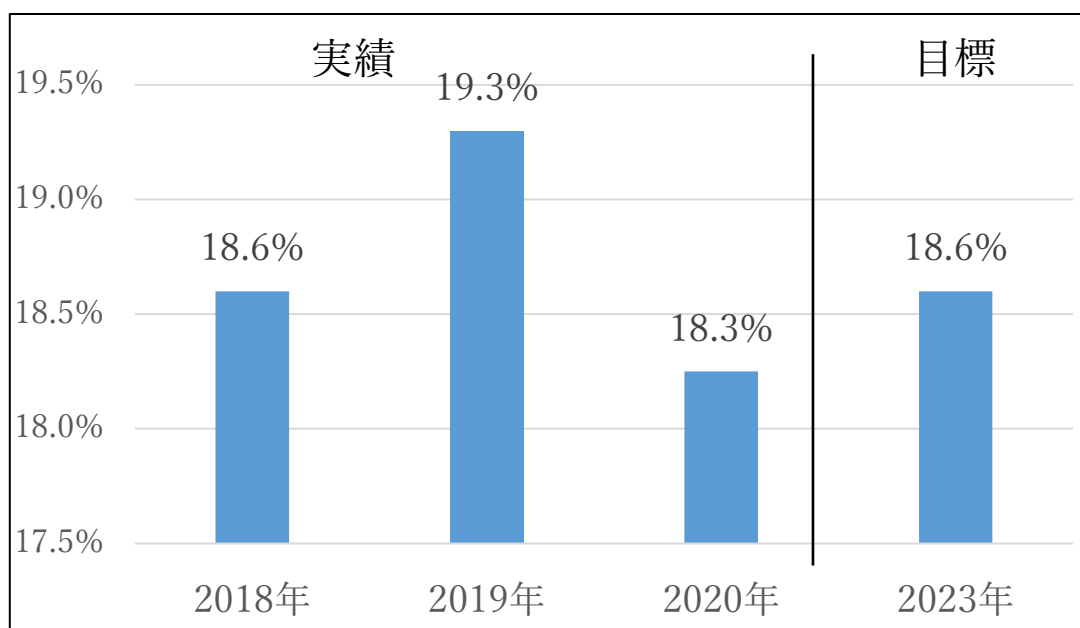
そして、計画の目標を達成するために、ごみ処理基本計画として、発生抑制、資源化推進等の施策を推進しています。

1 計画の目標と実績

（１）総ごみ排出量について（単位：トン）



（２）リサイクル率について



2 ごみ処理基本計画

(1) 発生抑制計画

4

計画内容	施策内容																				
<p>①普及啓発、環境教育の推進</p>	<p>ア. 市民だより等での啓発 毎月1日号の市民だよりに、「キー坊の環境講座」と題して、ごみ減量・地球温暖化に関する記事を掲載。また、刈谷市ホームページへ地区の資源回収日を掲載して資源回収への協力の呼びかけを実施。</p> <p>イ. 循環型社会の構築のための環境実践事業 ごみの減量などに関する環境講座を実施。</p> <p>【令和2年度活動内容】</p> <table border="1" data-bbox="483 779 1382 1572"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 779 603 824">開催日</th> <th data-bbox="603 779 927 824">行事名</th> <th data-bbox="927 779 1023 824">人数</th> <th data-bbox="1023 779 1382 824">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 824 603 1021">新型 コロナ ウイルス 感染 拡大の ため中 止</td> <td data-bbox="603 824 927 1021">親子 エコクッキング講座</td> <td data-bbox="927 824 1023 1021">—</td> <td data-bbox="1023 824 1382 1021">食材を無駄にせず、加熱の工夫等エネルギーを上手に使った省エネ調理法を学習</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1021 603 1218"></td> <td data-bbox="603 1021 927 1218">くるくる棒を使ったペン立てづくり講座</td> <td data-bbox="927 1021 1023 1218">—</td> <td data-bbox="1023 1021 1382 1218">チラシを色付けして丸めた「くるくる棒」と牛乳パックを使って、ペン立ての作り方を学習</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1218 603 1393"></td> <td data-bbox="603 1218 927 1393">生ごみ堆肥づくり講座</td> <td data-bbox="927 1218 1023 1393">—</td> <td data-bbox="1023 1218 1382 1393">ダンボールを使った生ごみや野菜くずを堆肥にする方法の学習</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1393 603 1572"></td> <td data-bbox="603 1393 927 1572">手あみ布ぞうりづくり講座</td> <td data-bbox="927 1393 1023 1572">—</td> <td data-bbox="1023 1393 1382 1572">家庭で不用なシーツ等を使い、布ぞうりの編み方を学習</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. 社会科副読本の作成・配付 小学校4年生の市内全児童に社会科副読本「ゴミとわたしたち」を配付し、ごみ減量についての理解、意識の啓発を実施。</p> <p>エ. 資源回収社会貢献事業 環境教育、環境啓発事業として、市内小中学校において牛乳パックとペットボトルのキャップを集めてもらい、回収量に応じて環境啓発用トイレットペーパーと交換（牛乳パック30枚、ペットボトルキャップ860個でロール1個と交換）する事業。集めた牛乳パックは紙類の中間処理業者へ搬入し、資源として売却。ペットボトルのキャップ</p>	開催日	行事名	人数	内 容	新型 コロナ ウイルス 感染 拡大の ため中 止	親子 エコクッキング講座	—	食材を無駄にせず、加熱の工夫等エネルギーを上手に使った省エネ調理法を学習		くるくる棒を使ったペン立てづくり講座	—	チラシを色付けして丸めた「くるくる棒」と牛乳パックを使って、ペン立ての作り方を学習		生ごみ堆肥づくり講座	—	ダンボールを使った生ごみや野菜くずを堆肥にする方法の学習		手あみ布ぞうりづくり講座	—	家庭で不用なシーツ等を使い、布ぞうりの編み方を学習
開催日	行事名	人数	内 容																		
新型 コロナ ウイルス 感染 拡大の ため中 止	親子 エコクッキング講座	—	食材を無駄にせず、加熱の工夫等エネルギーを上手に使った省エネ調理法を学習																		
	くるくる棒を使ったペン立てづくり講座	—	チラシを色付けして丸めた「くるくる棒」と牛乳パックを使って、ペン立ての作り方を学習																		
	生ごみ堆肥づくり講座	—	ダンボールを使った生ごみや野菜くずを堆肥にする方法の学習																		
	手あみ布ぞうりづくり講座	—	家庭で不用なシーツ等を使い、布ぞうりの編み方を学習																		

プはプラスチックリサイクル業者へ搬入され、NPO法人を介してポリオワクチンに交換し、途上国へ送付。

【回収実績】

年度	牛乳パック回収量 (kg)	ペットボトル キャップ回収量 (kg)
30	3,346	11,448
令和 元	3,459	9,953
2	3,947	9,217

年度	トイレットペーパー 交換数 (個)	ワクチン 交換数 (本)	ペットボトル キャップ回収量 前年度比 (%)
30	8,604	5,724	90.9
令和 元	7,873	4,977	86.9
2	7,865	4,609	92.6

②ごみの発生抑制(リデュース)のための活動促進

ア. 生ごみ処理機器等購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量及び市民の減量意識の向上を図るため、家庭用生ごみ処理機器等の購入者に対し補助金を交付。

【補助金額】

- ・生ごみ処理機：
販売指定店の販売価格（税込み）の1/2（上限額30,000円）
- ・コンポスト容器：
販売指定店の販売価格（税込み）の1/2（上限額 5,000円）

【補助実績】

生ごみ処理機

年度	数量（基）	補助額（円）	数量前年度比（%）
30	35	952,000	152.2
令和元	31	833,400	88.6
2	48	1,162,300	154.8

コンポスト容器

年度	数量（基）	補助額（円）	数量前年度（%）
30	13	42,800	65.0
令和元	16	64,500	123.1
2	19	59,700	118.8

イ. EMぼかし無料配布事業

EMぼかしとは、EM菌（有効微生物群）をもみ殻、米ぬか、糖蜜等に混ぜ合わせて発酵乾燥させたもので、これを生ごみにかけることによりEM菌がごみの発酵作用を促進し、夏場は約1週間、冬場は約2週間程度で肥料になる。

市内10か所で1人1回2袋（1袋300g）を無料配布。

【配布実績】

年度	配布数（袋）	配布数前年度比（%）
30	14,302	103.6
令和元	13,502	94.4
2	14,302	105.9

③再使用(リユース)の促進と再生品利用の促進

ア. リサイクルショップの運営(2か所で運営)

家庭で不用になった生活用品等を持ち込み、自分で安価な値段をつけ展示販売する制度。市民であれば誰でも出品できる。出品は1回につき20点まで。搬入日から約4週間展示販売するが、販売の有無にかかわらず1回につき200円の出品費用が必要。

【利用実績】

・刈谷市リサイクルプラザ (環境センター2階)

年度	入場者数 (人)	出品点数	販売点数	販売金額 (円)
30	8,192	31,195	15,339	2,507,900
令和 元	7,312	28,655	13,636	2,262,720
2	5,518	24,174	10,490	1,678,250

・刈谷知立環境組合リサイクルプラザ (クリーンセンター2階)

年度	入場者数 (人)	出品点数	販売点数	販売金額 (円)
30	12,921	25,524	13,414	2,449,610
令和 元	11,232	22,818	11,264	2,078,900
2	8,125	18,685	8,432	1,572,050

イ. リサイクル情報コーナー

リサイクルショップに展示するのが困難な物等の情報をボードに掲示する制度。掲示期間は約2カ月で費用は無料。欲しいものがあれば、本人同士で相談し引渡する。

ウ. 再生補修家具等展示・引渡

粗大ごみとして刈谷知立環境組合（クリーンセンター）に搬入されたもので、まだ使用できる物に簡単な補修をして展示し、入札により引渡す制度。

【利用実績】

・刈谷知立環境組合リサイクルプラザ

年度	出品点数	入札件数	落札件数	落札金額（円）
30	1,354	2,503	949	638,700
令和元	983	1,835	690	428,500
2	930	2,071	627	481,800

エ. マザーズ工房

不用になった古布類を常時持ち込める回収ボックスを、刈谷市リサイクルプラザに設置し、営業時間内に受け取りする。その布類からリサイクル品を作り、販売。

また、次のとおり、刈谷市リサイクルプラザにて傘の修理も実施。

- ・修理内容・・・骨が折れたり、曲がったりして使えなくなった傘の修理
- ・修理費用・・・修理に用いる部品代程度
- ・修理日・・・毎週水曜日（受け取りは営業時間内であれば可）

【修理・回収実績】

・刈谷市リサイクルプラザ

年度	傘修理数 （件）	売上金額 （円）	布類回収量 （kg）	布類回収量 前年度比（％）
30	114	183,517	626	64.7
令和元	78	112,221	822	131.3
2	54	15,440	638	77.6

④市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり

ア. ごみ減量化推進会議の開催

市民・事業者・行政の参画と協働の場として、「ごみ減量化推進会議」を設置し、ごみの減量化の普及や啓発に関する内容にて開催。令和2年度は1回実施（書面会議）。

イ. レジ袋無料配布の中止

令和3年3月31日時点で、市内10事業所16店舗が刈谷市ごみ減量化推進会議及び刈谷市と協定を結び、各店舗が目標値を定めてレジ袋の無料配布中止を実施。

【削減実績】

年度	削減枚数（枚）	レジ袋辞退率の平均（％）
30	11,897,392	87.6
令和元	9,314,271	85.5
2	9,804,928	87.9

(2) 資源化推進計画

計画内容	施策内容
①家庭ごみの適正排出と分別の徹底	<p>ア. ごみ分別収集協力報償金交付事業</p> <p>ごみの適正な排出の推進を図るため、分別収集に協力する地区に対して報償金を交付。</p> <p>【報償金額】</p> <p>均等割：1地区につき年額40,000円 世帯割：1世帯につき60円（毎年度4月1日の世帯数を基準）</p> <p>【交付実績】</p> <p>令和元年度：23地区（67,179世帯） 合計4,950,740円</p> <p>イ. 市民への情報提供</p> <p>収集日にかかるクリーンカレンダーや、ごみの分け方・出し方ガイドブックの全戸配布に加え、市民だより、ホームページ、あいかりアプリ等でごみの分別に関する情報提供を実施。</p> <p>ウ. 空き缶等ごみ散乱防止事業</p> <p>ごみの散乱防止について市民の関心と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設け、530運動として春と秋に一斉清掃の実施を予定していたが、新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言下にあったため、春は実施の中止依頼を行い、秋は同様に中止、または、感染拡大防止に努めながら世帯ごとでの530運動を実施。</p> <p>また、530運動用として各地区に配付しているごみ袋を、令和3年度配付分から植物由来のポリエチレン（バイオマスポリエチレン）10%以上使用した物に変更。</p> <p>各地区におけるごみの散乱防止を推進するため、市内35人をごみ散乱防止推進員として委嘱し、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行ったうえで、その活動の援助を実施。</p>

②紙類の分別徹底と回収方式の整備

ア. 紙類ステーション回収事業

平成21年5月から紙類のステーション回収を実施。

【回収実績】

年度	回収量 (kg)	回収量前年度比 (%)
30	455,370	89.3
令和元	425,690	93.5
2	445,850	104.7

イ. 資源回収奨励報償金交付事業

ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収を実施している市民団体に対し、平成2年10月から報償金の交付を実施。平成10年度から報奨金の額を段階的に引き上げし、平成21年度からは、5円/kg→6円/kgに引き上げ（条件付加算額1円/kg）。

【対象団体】

市内に活動拠点をもち、地域社会に貢献できる性格をもち、営利を目的としない団体。

【対象品目】

- ・古紙類（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック等）
- ・布類（古着、ボロ布）
- ・金属類（空き缶、金属くず類）

【回収実績】

年度	団体数	古紙類 (kg)	布類 (kg)	金属類 (kg)
30	127	2,856,054	23,581	50,368
令和 元	127	2,571,350	25,687	51,422
2	120	2,362,552	22,507	46,403

年度	総回収量 (kg)	総回収量 前年度比 (%)	交付額 (円)
30	2,930,003	93.6	19,690,968
令和 元	2,648,479	90.4	17,856,652
2	2,431,462	91.8	16,397,341

ウ. 資源回収所設置費補助事業

自治会が自主的に資源の回収量増加を目的として常設の資源回収所を設置した場合、その費用に対して補助金を交付。

【補助金額】

設置箇所1箇所につき、補助対象事業に係る経費の10分の9
(上限額60万円)

【設置箇所】計31か所

年度	設置数	設置団体名	設置場所
20	2	西境	生きがい楽農センター東側駐車場
		高津波	(株)エルシティ南側立体駐車場
21	8	小垣江	小垣江市民館隣水防倉庫横
		刈谷西部	西部市民館敷地内
		刈谷中部	水越新聞店西
		半城土	ヤオスズ食彩館 Live 店駐車場
		桜	桜市民館敷地内
		熊	熊市民館敷地内
		小山	カーマホームセンター駐車場横
		今川	今川町上池交差点横
22	4	今川	今川町山ノ端前 (尙中部工芸横)
		東境	高山集会所
		野田	ピアゴ東刈谷店南駐車場
		刈谷東部	東部市民館敷地内
23	3	一ツ木	一ツ木市民館敷地内
		刈谷東部	寿町カメリオンビル前駐車場
		東境	東境町上野46番地
24	2	泉田	泉田市民館南
		小山	恩田青山集会所
25	1	泉田	泉田市民館駐車場
26	4	一里山	一里山市民館敷地内
		元刈谷	元刈谷市民館敷地内
		井ヶ谷	井ヶ谷市民館敷地内
		今岡	今岡市民館敷地内
27	2	今川	今川町西縄17番地9
		重原	下重原地域広場
28	2	泉田	泉田町中西94番地
		刈谷西部	市原稻荷神社境内
30	1	今岡	今岡町日向77番地
令和 元	2	今川自治会	今川町帆落田6番43
			今岡町荒神5番

**③生ごみ、剪定枝
など有機性廃棄
物の資源化の推
進**

ア. 剪定枝リサイクル事業

公園や街路などの公共用地から発生する剪定枝を、民間プラントにおいて堆肥化。

【回収実績】

年度	回収量 (kg)	回収量前年度比 (%)
30	568,630	106.4
令和元	569,729	100.2
2	582,310	102.2

イ. 廃食用油リサイクル事業

第一・第二学校給食センター及び公立保育園から排出される廃食用油を回収し、民間プラントにおいてBDF（軽油代替燃料）に精製。

【回収実績】

年度	回収量 (ℓ)	回収量前年度比 (%)
30	24,908	107.6
令和元	27,960	112.3
2	20,441	73.1

(3) その他の計画

<収集運搬計画>

①分かりやすい分別区分と排出方法の確立

- ・分別の種類を14種類（可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶・金属類、アルミ缶、空きビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙類、粗大ごみ、使用済み乾電池、使用済み蛍光管、使用済みライター、使用済みスプレー缶）に設定し、直営と委託業者により収集を実施。

②ステーションにおける適正排出の徹底

- ・ごみ散乱防止推進員を委嘱し、家庭ごみの適正排出を図る。

③効率的な収集運搬体制の整備

④メーカーなどによる適正処理困難物の引取りの促進

- ・プロパンボンベ、タイヤ、バッテリーなど、市による収集・処理が困難なものについては、メーカーや販売店、専門業者による引取りを促進。

⑤一人暮らしの高齢者・障害者等へのごみの排出支援

- ・「高齢者単身世帯等戸別収集実施要領」により、ごみ等を所定の集積場所まで持ち出す

ことが困難な高齢者や障害者等の世帯に対し、毎週水曜日に戸別収集をすることで、ごみ等の排出の支援を実施。令和2年度の申請数は23件。

⑥取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処分

- ・スプレー缶、蛍光管や体温計などの水銀使用製品の適切な回収・処分を推進。
- ・スプレー缶については、これまでは穴あけをした上で、空き缶・金属類として収集していたが、令和2年5月1日より、穴あけせずに、市内30か所の収集拠点に設置する専用回収袋へ投入されたものを、委託業者が週1回収集する方法に移行。

<その他>

①ごみの不法投棄の監視

- ・地区と協力し、ごみの不法投棄の監視・連絡体制をとる。
- ・不法投棄防止のため、監視カメラの地区への貸出制度を実施。また、市による定期的なパトロールやごみ散乱防止推進員との連携により、監視・連絡体制の強化に努める。平成30年度から、郵便局と不法投棄の情報提供に関する協定を締結。

②災害廃棄物への備え

- ・「災害廃棄物処理計画」に基づき、協力支援体制を構築。

2 店頭等における資源物回収実態調査の結果について

刈谷市内のスーパーマーケット等の店頭資源回収、及び新聞販売店による紙類回収の実態について調査しました。

令和2年度資源物回収量

スーパーマーケット等	16店舗	387,236 kg
新聞販売店	12店舗	2,567,315 kg
合計	28店舗	2,954,551 kg

上記の資源物回収量を刈谷市の実績に反映させた場合

	令和2年度実績	令和2年度実績に上記回収量を算入した場合
総ごみ排出量 (A)	53,792 t	56,747 t
リサイクル量 (B)	9,816 t	12,771 t
リサイクル率 (B/A)	18.3 %	22.5 %

《 店頭回収の情報提供によるごみの減量化・資源化の推進 》

資源物の店頭回収を行っているスーパーマーケット等のうち8店舗において、その取組みを広報PRすることに承諾いただきましたので、市ホームページなどにて情報発信し、地域の集団回収と併せて、資源物の分別排出の促進を図ります。

議題（２）刈谷市におけるレジ袋削減に関する協定について

●レジ袋削減協定とは

地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた環境配慮行動を推進し、未来の子どもたちにより良い環境を引き継ぐことを目指し、ごみ減量化推進会議と参加店舗と刈谷市の三者で提携する協定であり、市民・事業者・行政が協働してレジ袋の削減に取り組めます。

●レジ袋削減協定のあゆみ

平成20年	5月28日	ごみ減量化推進会議	レジ袋削減検討部会発足
	6月～11月	検討部会での事業内容の検討	
	11月下旬～	参加店舗募集	
	12月15日	レジ袋削減協定締結式	
平成21年	2月2日	刈谷市レジ袋無料配付中止開始	

●参加店舗（令和3年4月現在）

10事業者・16店舗

●寄附金額（令和2年度実績）

金623,471円

※令和3年度は県事業へ寄附をされたため実績なし

【国の動向】

●プラスチック資源循環戦略の策定及びプラスチック製買物袋有料化制度の施行

令和元年 5月31日～プラスチック資源循環戦略策定

令和2年 7月1日～プラスチック製買物袋有料化制度の施行（レジ袋有料化）



○課題

全国一律でレジ袋の有料化が始まったため、レジ袋削減協定の内容が情勢にそぐわない。

○今後について

プラスチック製買物袋有料化制度が施行され、全国一律でレジ袋の有料化が開始されたことで、本協定の意義は達成されたとし、協定終了とする。

また、参加店舗に対し、国・県が実施するレジ袋削減取り組みに関する制度等への登録を啓発し、引き続きプラスチックごみ全体の削減に取り組んでいけるよう支援を行っていく。

レジ袋削減に関する協定締結店舗における取組状況(令和2年度)

平均 辞退率 (%)	合計 使用枚数 (枚)	合計 削減枚数 (枚)
87.9%	1,346,745	9,804,928

No.	事業者	店舗名	目標値 (%)	辞退率 (%)	使用枚数 (枚)	削減枚数 (枚)
1	ユニー(株)	アピタ刈谷店 (食品関連売場)	90	90.4	249,924	2,353,451
2		ピアゴ東刈谷店 (食品関連売場)	90	88.5	175,117	1,347,640
3		ピアゴ井ヶ谷店 (食品関連売場)	90	89.6	124,669	1,074,071
4	あいち中央 農業協同組合	産直センター 刈谷南	98	98	4,596	225,204
5		産直センター 刈谷中部	98	98	2,995	146,755
6		産直センター 刈谷北部	95	96.5	6,941	191,373
7	(株)イトーヨーカ堂	イトーヨーカドー 刈谷店(食品売場)	85	84	161,633	848,573
8	刈谷 ハイウェイオアシス(株)	産直市場 おあしすファーム	90	90	52,779	475,011
9	イオンビッグ(株)	ザ・ビッグエクストラ 刈谷店	80	82	364,249	1,659,357
10	(株)ニワ商店	ニワ商店	98	96	2,778	66,672
11	ヤオトシ	ヤオトシ	85	75	12,681	38,043
12	スーパー ヤオスズ(株)	スーパーヤオスズ アップティー店	90	70	3,000	7,000
13		スーパーヤオスズ ポケット店	90	86	44,768	275,003
14		スーパーヤオスズ ライブ店	90	91	22,735	229,876
15	(株)バロー	バロー刈谷店	90	87	117,215	784,439
16	愛知教育大学 生活協同組合	愛知教育大学 生活協同組合	100	99.2	665	82,460

議題（3）バイオプラスチックの使用について

●バイオプラスチックとは

【バイオプラスチックの定義】

- ・バイオマスプラスチック
原料として、植物等の再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
- ・生分解性プラスチック
通常のプラスチックと同様に使うことができ、使用後は自然界に存在する微生物の働きで、最終的に水と二酸化炭素に分解され自然界へと循環するプラスチック
- ・バイオプラスチック
バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

☆メリット

- ・二酸化炭素の削減に繋がる。（カーボンニュートラル）
（焼却時に発生する二酸化炭素＝原料となる植物が吸収する二酸化炭素）
- ・化石燃料の使用量の削減により将来性が高い。
- ・生分解性プラスチックは、水と二酸化炭素に分解され自然へ還るため、プラスチック廃棄物が発生せず、再び原料である植物の栄養になり、再生のリサイクルが生まれる。
- ・環境意識が高まる。

☆デメリット

- ・製造コストが高い。
- ・製造に使うエネルギーには石油燃料が必要。
- ・需要＞供給のため、原材料費が高騰し続けている。

●近隣市の状況

- ・安城市…令和3年1月より店頭販売開始
- ・大府市…令和3年4月より販売開始
- ・碧南市…令和3年4月より配布開始

●刈谷市の状況

令和3年7月から、530運動用のごみ袋をバイオマス素材を10%配合した物に切り替えた。

【ごみ袋の価格】

バイオマス0%配合95円（税抜）／袋 ➡ バイオマス10%配合150円（税抜）／袋

●指定袋へのバイオプラスチックの配合について

製造コストの大幅の高騰という大きな課題があるため、国の情勢を注視しながら導入について検討を行っていく。

4 その他

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

※以下、プラスチック資源循環法とする。


●プラスチック資源循環法とは

「プラスチック資源循環戦略」を具体的に実施していくために具体的な取り組みが定められた法律。

【どう変わるのか】

1. プラスチックのリサイクルの定義が示される
2. 製造業者の環境配慮設計の策定と認定制度がはじまる
3. ワンウェイプラスチックに関する使用の合理化・ストローやスプーン類等の有料化がはじまる
4. 市町村の分別回収について再商品化を促す仕組みができる
5. 製造・販売業者等による自主回収が制度化される

●刈谷市におけるプラスチック製品ごみの分別回収方法

種類	分別	処理	再利用方法
硬質プラスチック	不燃ごみ	選別処理し、硬質プラスチックだけを取り出し、処理業者へ	再生利用
 プラスチック製容器包装のマーク有	プラスチック製容器包装	日本容器包装リサイクル協会へ	再生利用
汚れたやわらかいプラスチック	燃やせるごみ	クリーンセンターへ	熱回収（サーマルリサイクル）



排出されたプラスチック製品ごみについては、「再生利用」・「熱回収」の順にできる限り循環的な利用を実施している。

刈谷市ごみ減量化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民・事業者・市が一体となつてごみの減量化の推進を図るため刈谷市ごみ減量化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみの減量化の普及及び啓発に関すること。
- (2) ごみの減量化の調査、研究及び情報の収集に関すること。
- (3) その他ごみの減量化に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 事業所関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 推進会議は、その所掌事項に関し、特定な事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会又はプロジェクトチーム（以下「部会」という。）を設けることができる。

2 部会の部員は、推進会議において選任する。

3 部会の部員は、必要に応じて推進会議委員以外の者から選任できるものとする。

(意見等の聴取)

第8条 推進会議は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議及び部会の庶務は、産業環境部ごみ減量推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。